

## 社会復帰促進事業

### ●社会復帰促進事業の目的

社会復帰促進事業は、更生施設等の利用者が施設を退所したあと、早期に地域社会で自立した生活を送ることができるよう、特人厚が設置する宿所提供施設において居宅生活に向けた日常生活の相談や援護等を行う事業です。

具体的には、食事、健康、金銭管理、対人関係（地域、職場、親族）、仕事、住宅の確保等、日常生活の問題について相談及び必要な支援を行っています。

利用する際には福祉事務所の意見書等が必要です。

この事業対象の施設に入所した場合、生活保護は施設保護から居宅保護の扱いに変更になりますが、保護の実施機関は変更となりません。

### ●対象となる方

福祉事務所が本事業の利用を必要と認めた更生施設等の利用者

### ●利用期間

概ね6か月

### ●実施施設一覧（令和6年4月1日現在）

宿所提供施設
葛飾荘（3）・江東荘（10） 東が丘荘（5）・新幸荘（5）
計 23人